

道の駅やちよ（八千代ふるさとステーション・やちよ農業交流センター）

自動販売機設置事業者公募要項

平成30年2月

道の駅やちよ次期指定管理者

やちよ農業の輪共同企業体

代表者 株式会社やちよリーダーファーマーズ

道の駅やちよ（八千代ふるさとステーション・やちよ農業交流センター）
自動販売機設置事業者募集要項

道の駅やちよである八千代ふるさとステーション及びやちよ農業交流センターの平成30年度からの指定管理者であるやちよ農業の輪共同企業体（以下、「指定管理者」という。）は、自動販売機の設置・運営を目的とする設置事業者を公募（売上手数料提案方式）により募集します。

公募に参加される方は、この募集要項をよく読み、各記載事項を承知の上ご参加下さい。

1. 設置場所等

（1）設置場所等の表記

物件番号	設置施設名	所在地	設置場所	設置面積	設置台数	備考
1	八千代ふるさとステーション （ピロティール）その1	米本 4905 番地の1	ピロティール	約 1㎡	1台	屋外
2	〃 （ピロティール）その2	〃	〃	〃	1台	屋外
3	〃 （ピロティール）その3	〃	〃	〃	1台	屋外
4	〃 （ピロティール）その4	〃	〃	〃	1台	屋外
5	やちよ農業交流センター （ふれあいモール）その1	島田 2076 番地	ふれあい モール	〃	1台	屋外
6	〃 （ふれあいモール）その2	〃	〃	〃	1台	屋外
7	〃（カップ販売） （ふれあいモール）その3	〃	〃	〃	1台	屋外
8	〃 （ふれあいモール）その4	〃	〃	〃	1台	屋外
9	〃 （ふれあいモール）その5	〃	〃	〃	1台	屋外
10	〃 （ふれあいモール）その6	〃	〃	〃	1台	屋外

※ 設置面積には、使用済み容器回収ボックス設置部分を含みます。また、面積については設置する自動販売機及び回収ボックスにより変わりますが、概ね設置可能面積を表示しています。

※ 設置場所については、19頁を参照して下さい。

（2）設置期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日までとします。ただし、契約満了日から1年以内の期間で契約を更新することができます。

なお、最終契約満了日は、平成35年3月31日とします。

※ 最終契約満了日から契約の更新はできません。

(3) 目的

自動販売機（飲料）の設置

(4) 売上手数料

売上手数料は、毎月の販売金額（消費税を含む）（以下、売上げという。）の25%以上をご提案いただきます。

売上手数料は、翌月20日までに納めていただきます。

また、自動販売機設置・管理に伴う電気料は、当該自動販売機用の積算電力計（子メーター）を設置していただき、別途年度末に一括で支払うこととなります。（設置事業者が電気事業者と直接契約する場合を除きます。）

2. 応募要件等

(1) 応募要件

① 基本的要件

- ア 自動販売機設置及び運営に意欲ある者であること
- イ 良質な商品及び優良なサービスを提供できる資力並びに能力を有する者であること
- ウ 官公署において、直近2年間に自動販売機設置の運営実績がある者であること

② 資格制限

次のいずれかに該当する団体等は、応募することはできません。

- ア 地方自治法施行令第167条の4に該当する者
- イ 法人税及び消費税（地方消費税を含む）を滞納している者
- ウ 市内に事務所、事業所等を有する者にあつては市税を滞納している者
- エ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又はその団体に属する者

(2) 応募申し込み

応募申し込みは、持参による方法とします。

① 応募申込書等の配布期間及び配布場所

【配布期間】 平成30年2月1日（木）から2月28日（水）まで
※ 2月13日（火）の休館日を除く9：00から16：00まで

【配布場所】 やちよ農業交流センター事務室
八千代市島田2076番地
TEL 047-406-4778

※ やちよ農業交流センターのホームページでは2月1日（木）からダウンロードできます。

② 応募の期間及び書類の提出場所

【応募期間】 平成30年2月14日（水）から2月28日（水）
※ 9：00から16：00まで

【提出場所】 やちよ農業交流センター事務室
八千代市島田2076番地
TEL 047-406-4778

③ 提出書類

別表1（6頁）のとおり

(3) 設置事業者の決定方法

設置事業者の決定の手順については次のとおりです。

① 売上手数料提案書の比較

設置事業者の決定は、下記日程及び場所において八千代市職員が立ち合いの上、行います。なお、応募者の出席は自由とします。(応募者1者につき1名とします。)出席される場合は本人確認を行いますので、受付印が押印されている応募申込書の写しをご提示ください。

なお、定刻以降の入室はできません。

日 時	平成30年3月7日(水) 午前10時より
場 所	やちよ農業交流センター第1研修室

売上手数料提案書の比較の結果、最高割合を提示した方が設置事業者となります。ただし、同割合の応募者が2者以上あるときは、直ちにくじ引きによって設置事業者を定めます。また、売上手数料提案書の比較は物件番号1から番号順に行うものとします。

なお特記事項として、八千代ふるさとステーション及びやちよ農業交流センターのそれぞれの施設において、1事業者につき1物件のみの設置(ただし、やちよ農業交流センターにおける物件番号7のカップ販売機は除く)に決定するものとさせていただきます。仮に2件以上の物件で最高割合を提示された場合であっても、既に売上手数料提案書の比較を行った結果、設置事業者に決定している場合は売上手数料提案書の比較から除外させていただきますのでご了承下さい。

[例]

- ・物件番号1 A社：40% B社：38% C社：35% を提示
→ 最高割合のA社に決定
- ・物件番号2 A社：40% B社：38% C社：35% を提示
→ A社は物件番号1で設置事業者に決定したため除外し、第2位のB社に決定
- ・物件番号3 A社：40% B社：38% C社：35% を提示
→ A社及びB社は既に設置事業者に決定したため除外し、第3位のC社に決定
設置事業者に決定した者は、その事由のいかんにかかわらず、売上手数料提案書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

② 売上手数料提案書の比較結果の通知

売上手数料提案書の比較結果については、応募者に対し速やかに文書をもって通知します。売上手数料提案書の比較結果は公表しません。

③ 売上手数料提案書の無効

次の各号の一に該当する売上手数料提案書は無効とします。

- (一) 参加資格のない者が提出した売上手数料提案書
- (二) 物件ごとに、同一人が提出した2以上の売上手数料提案書
- (三) 明らかに不正行為によって提出されたと認められる売上手数料提案書
- (四) 提案割合の訂正された売上手数料提案書及び記名押印のない売上手数料提案書

- (五) 提案割合その他記載事項が明らかでない売上手数料提案書及び必要事項を記載しない売上手数料提案書
- (六) 所定の記載事項以外の事項が記載された売上手数料提案書
- (七) 前各号に掲げるもののほか、応募に関する条件に違反して提出した売上手数料提案書

(4) 設置条件

① 契約の締結

契約書は別紙のとおりとし、設置事業者は平成30年4月1日（日）までに契約を締結するものとします。

② 設置事業者費用負担

(一) 電気料

別紙契約書に記載する計算方法により算出した額を徴収します。

(二) 設置費等

自動販売機と自動販売機に付随する設備の設置及び撤去に係る費用については、すべて設置事業者の負担になります。

(三) 売上手数料

売上手数料は、毎月の売上げに売上手数料提案書により提案した割合を乗じた金額とし、当該月分の貸付料を翌月20日までに納めていただきます。

③ 設置する自動販売機

(一) 本体規格については、原則として設置面積である約1㎡以内のものとし、

(二) 自動販売機の設置にあたっては、耐震対策を行って下さい。その際にはできる限り周辺建物の躯体に負担のかからない方法で設置して下さい。

(三) 設置にあたっては、「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会）を遵守し、犯罪防止に努めて下さい。

(四) 可能な限り節電に配慮した機種として下さい。

(五) 本自動販売機は、災害救助機能（フリーベンダー）のあるものとし、大規模災害時に被災者に対し自動販売機に収納されている設置事業者の飲料を無償で提供していただくこととなります。

(六) 電子マネー設置物件においては、使用できる電子マネーの種類について八千代市と協議の上、決定して下さい。

④ 維持管理等について

(一) 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理及び周辺的美観や清潔を保つことは、設置事業者の責任において行って下さい。

(二) 販売する飲料の容器の種類に応じた使用済容器の回収ボックスを、原則として個別明細書の設置場所図面に示してある場所に設置し、適切に回収・リサイクルして下さい。また、回収ボックスの回収当番などの取り決めは八千代ふるさとステーション及びやちよ農業交流センターのそれぞれの設置事業者間で決め、指定管理者に報告して下さい。

(三) 賞味期限に注意する等、販売品の衛生管理を徹底して下さい。

(四) 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、設置事業者の責任において対応していただきます。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記し、24時間対応できるようにして下さい。

(五) 自動販売機の販売品の売価は、標準小売価格として下さい。

(六) 販売品の搬入・使用済容器等の搬出等を行う時間・経路については、指定管理者の指示に従って下さい。

(七) 自動販売機の売上額及び本数については、月ごとに集計を行い、翌月の5日までに指定管理者に報告して下さい。

⑤ 禁止事項

(一) 設置場所は自動販売機設置以外できません。

(二) 設置場所を第三者に転貸し、又はそれに類似する行為をすることはできません。

(三) 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定することはできません。

(四) 酒類の販売を行うことはできません。

⑥ 契約の取り消し及び変更

八千代市が設置場所を、公用若しくは公共用に供するため必要とするとき、又は貸付の条件に違反する行為があると認めるときは、契約の全部又は一部を解除、又は変更することがあります。

また、指定管理者が設置期間内に八千代市に八千代ふるさとステーション及びやちよ農業交流センターの指定管理者の指定を取り消されたりしたこと等により、施設の管理運営業務を行えなくなった場合は、行えなくなった日に契約は解除されるものとします。

⑦ 原状回復

設置事業者は、設置期間が満了又は契約が解除されたときは、速やかに原状回復していただきます。なお、設置事業者は原状回復にかかった費用及び補償を指定管理者に請求することはできません。

別表 1

	提出書類	法人	個人
1	応募申込書（様式第1号）	○	○
2	誓約書（様式第2号）	○	○
3	売上手数料提案書（様式第4号）	○	○
4	委任状（様式第5号）※支店長等に委任する場合のみ必要	○	
5	登記事項証明書	○	
6	身分証明書（本籍地で発行）		○
7	印鑑登録証明書（発行日から3ヶ月以内の原本）	○	○
8	有価証券報告書又は決算書（直近のもの）	○	
9	確定申告書及び申告決算書（収支明細書・資産負債調べの欄の記載のあるもの）		○
10	納税証明書（全ての国税で、法人は納税証明書その3の3、個人は納税証明書その3の2を提出、市内に事業所を有する法人、住所等を有する個人は、市税全ての納税証明書も必要）	○	○
11	官公署における直近2年間の自動販売機設置の実績に関する書類（書式は任意、A4で作成）	○	○
12	設置を予定する自動販売機のカタログ（機能等が分かるもの）	○	○
13	販売を予定する商品一覧（書式は任意、A4で作成）	○	○

※ 3の売上手数料提案書は、封筒に入れ糊付け封入し、封筒の表面に物件番号を、裏面に応募者名を記入して下さい（記入しない場合は、売上手数料提案書の比較に参加できません。）

● 応募から契約等までの手続き

① 応募要件の確認

- ・ 2 頁（1）の応募要件により確認して下さい。



② 応募申し込み

- ・ 2 頁（2）の応募申し込みにより、応募期間・提出書類等を確認して下さい。
- ・ 【応募期間】平成30年2月14日（水）から2月28日（水）



③ 売上手数料提案書の比較

- ・ 【比較日時】平成30年3月7日（水）午前10時より
- ・ 物件ごとに、売上手数料提案により、一番高い提案割合を提示した事業者を決定します。



④ 設置の協議

- ・ 設置することが決定した事業者は、八千代市及び指定管理者と設置する自動販売機等について協議・調整していただきます。



⑤ 契約、売上の報告、売上手数料の支払い

- ・ 平成30年4月1日（日）付けで指定管理者と設置事業者は、契約書を取り交わし、4月1日以降に自動販売機を設置していただきます。
- ・ 売上報告及び売上手数料支払

売上報告	当該月分の売上げを翌月の5日まで
売上手数料支払	当該月分を翌月20日まで

平成 年 月 日

やちよ農業の輪共同企業体

代表者 株式会社やちよリーダーファーマーズ

代表取締役 白 井 良 夫 宛て

「道の駅やちよ（八千代ふるさとステーション・やちよ農業交流センター）
自動販売機設置事業者公募要項」の各事項を承知の上、応募申込みいたします。

応募者	{ 住所 氏名・名称 代表者氏名	実印		
			事務担当者	{ 所属等 氏名 電話 F A X メールアドレス

応募物件（応募する物件に○をつけて下さい。複数物件の申込も可能です。）

物件番号	設置施設名
1	八千代ふるさとステーション（ピロティ）その1
2	八千代ふるさとステーション（ピロティ）その2
3	八千代ふるさとステーション（ピロティ）その3
4	八千代ふるさとステーション（ピロティ）その4
5	やちよ農業交流センター（ふれあいモール）その1
6	やちよ農業交流センター（ふれあいモール）その2
7	やちよ農業交流センター（ふれあいモール）その3（カップ販売）
8	やちよ農業交流センター（ふれあいモール）その4
9	やちよ農業交流センター（ふれあいモール）その5
10	やちよ農業交流センター（ふれあいモール）その6

受付 No.	
受付印	

誓 約 書

道の駅やちよ（八千代ふるさとステーション・やちよ農業交流センター）
自動販売機設置事業者公募に対して、下記のとおり誓約します。

記

- 1 連合等により公募の公正を害するような不正行為をしていません。
- 2 公募終了後において、連合等の疑いが生じたときは、やちよ農業の輪共同企業体のとる措置に従い、一切の異議を申し立てないことを併せて誓約いたします。
- 3 公募の応募資格の内容をすべて満たしています。

平成 年 月 日

やちよ農業の輪共同企業体

代表者 株式会社やちよリーダーファーマーズ

代表取締役 白 井 良 夫 宛て

住 所

氏名・名称

代表者氏名

実印

第 3 号様式

公 募 応 募 辞 退 届

平成 年 月 日

やちよ農業の輪共同企業体

代表者 株式会社やちよリーダーファーマーズ

代表取締役 白 井 良 夫 宛て

道の駅やちよ（八千代ふるさとステーション・やちよ農業交流センター）自動販売機設置事業者公募について、都合により公募への応募を辞退します。

住 所

氏名・名称

代表者氏名

実印

第 4 号様式

売 上 手 数 料 提 案 書

平成 年 月 日

やちよ農業の輪共同企業体

代表者 株式会社やちよリーダーファーマーズ

代表取締役 白 井 良 夫 宛て

住 所

氏名・名称

代表者氏名

実印

道の駅やちよ（八千代ふるさとステーション・やちよ農業交流センター）自動販売機設置事業者公募要項の内容を承知の上、下記のとおり売上手数料を提案します。

記

件 名	道の駅やちよ（八千代ふるさとステーション・やちよ農業交流センター）自動販売機設置事業者公募
物 件 番 号	
設 置 施 設 名	
売上手数料提案割合	<u>売上げの</u> _____ <u>%</u>

- 1 売上手数料提案割合は、売上げ（消費税を含む）の25%以上の割合を記入して下さい。
- 2 1つの応募物件につき1通作成し、1通ごとに封筒に入れ糊付け封入し、封筒の表面に物件番号を、裏面に応募者名を記入してください。（記入がない場合は無効となります。）

第 5 号様式

委 任 状

平成 年 月 日

やちよ農業の輪共同企業体

代表者 株式会社やちよリーダーファーマーズ

代表取締役 白 井 良 夫 宛て

住 所

氏名・名称

代表者氏名

実印

私は下記の者を代理人と定め、下記の公募に関する一切の権限を委任します。

記

代理人職氏名

印

件名 道の駅やちよ（八千代ふるさとステーション・やちよ農業交流センター）
自動販売機設置事業者公募

※この委任状を提出することで、売上手数料提案書、契約等については、代理人の氏名及び印で行うことができます。（応募申込書、誓約書は代理人では提出できません。）

自動販売機設置契約書（例）

道の駅やちよ指定管理者 やちよ農業の輪共同企業体 代表者 株式会社やちよリーダーファーマーズ（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、自動販売機の設置について、次の条項により契約を締結する。

（設置場所）

第1条 甲は、次の場所に自動販売機を乙に設置させる。

八千代市米本4905番地の1（又は八千代市島田2076番地）

八千代ふるさとステーション（又はやちよ農業交流センター）

ピロティ（又はふれあいモール）（物件番号 ） 1㎡（別紙図面）

（目的）

第2条 乙は、設置場所に自動販売機を設置することを目的とする。

（設置期間）

第3条 設置期間は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。ただし、契約満了日から1年以内の期間で契約を更新することができる。

（契約満了日）

第4条 前条ただし書きの更新できる最終契約満了日は、平成35年3月31日とし、それ以降は契約を更新できないものとする。

（売上手数料）

第5条 売上手数料は、月ごとの売上げ（消費税を含む）に〇〇%を乗じて得た額とする。

2 乙は、当該月分の売上手数料を翌月20日までに甲の指定する口座に振込みにより支払わなければならない。

（売上報告書の提出等）

第6条 乙は、本件契約に係る自動販売機の売上状況（売上金額及び本数）を月ごとに取りまとめ、翌月の5日までに甲に提出しなければならない。

(電気料)

第7条 乙は、自動販売機に係る電気料（乙が自動販売機に係る電気について電力会社と供給契約を締結し、当該電気の使用料を電力会社に支払う場合を除く。）について、自らの負担で積算電力計（子メーター）を設置し、次に定めるところにより算出する額を甲が指定する日までに納入しなければならない。

$$\text{電気料（月額・円未満切捨）} = (\text{施設に請求される月間電気使用料金} \div \text{施設全体における月間消費電力量}) \times \text{当該子メーターの表示する月間消費電力量}$$

(瑕疵担保)

第8条 乙は、本件契約の締結後、設置物件に数量の不足又は隠れた瑕疵があることを発見しても、甲に対して、売上手数料の減額又は損害賠償の請求をすることができない。

(禁止事項)

第9条 乙は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 設置場所で、第2条に規定する目的を遵守しないこと。
- (2) 設置場所を第三者に転貸し、又はそれに類似する行為をすること。
- (3) 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定すること。

(自動販売機設置の基準等)

第10条 乙は、自動販売機設置運営に必要な設置費、維持管理費その他の費用を自ら負担し、次の各号に定める事項を遵守して設置しなければならない。

(1) 自動販売機の設置

ア 設置する自動販売機については、可能な限り節電に配慮した機種とすること。

イ 設置にあたっては、施設の躯体に負担のかからない方法とすること。

ウ 屋外設置にあたっては、設置に係る工事（電気工事含む）等が必要なときは、八千代市及び甲の了解のもとに工事を行い、検査を受けること。

エ 転倒防止措置を施すこと。

オ 設置する自動販売機には、故障時等の連絡先を必ず明記し、24時間

対応できるようにすること。

(2) 回収ボックスの設置

販売する飲料の容器の種類に応じた使用済容器の回収ボックスを設置し、適切に分別回収・リサイクルを行うこと。また、回収ボックスの回収当番などの取り決めは落札者間で決め、甲に報告すること。

(3) 販売品について

ア 販売品については飲料とし、酒類及びその類似品は販売しないこと。

イ 販売品の賞味期限に注意し、在庫及び補充管理を適切に行うこと。

ウ 衛生管理については、関係法令を遵守すること。

エ 販売品の売価については、道の駅やちよ（八千代ふるさとステーション・やちよ農業交流センター）自動販売機設置事業者公募要項（以下「公募要項」という。）に記載した価格とする。

(4) 自動販売機の管理

自動販売機の管理及び周辺的美観や保全是、乙が自ら行うものとする。

(設置状況の実地調査等)

第11条 甲は、次の各号に該当する事由が生じたときは、実地に調査し又は参考となるべき資料その他の報告を求めることができる。この場合において、乙は調査を拒み、妨げ又は怠ってはならない。

(1) 第9条に定める事項又は前条に定める基準に違反したとき。

(2) その他甲が必要とするとき。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙が本件契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

2 甲は、八千代市からの指示により公用又は公共用に供するため設置場所を必要とするときは、本件契約を解除することができる。

3 甲が設置期間内に八千代市に八千代ふるさとステーション及びやちよ農業交流センターの指定管理者の指定を取り消されたりしたこと等により、施設の管理運営業務を行えなくなった場合は、行えなくなった日に契約は解除されるものとする。

(原状回復)

第13条 乙は、第3条に定める設置期間が満了するとき又は前条の規定により契約を解除されたときは、直ちに設置場所を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第14条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

2 乙は、第12条第2項の規定により甲が本件契約を解除した場合において、乙に損害が発生したときは、甲にその補償を請求できるものとする。

3 乙は、第12条第3項の規定により本件契約が解除された場合において、乙に損害が発生したときは、甲にその補償を請求できるものとする。

(商品等の盗難又は毀損)

第15条 甲は、設置された自動販売機、当該自動販売機で販売する商品若しくは当該自動販売機内の売上金又は釣り銭の盗難又は毀損について、甲の責に帰することが明らかな場合を除き、その責を負わない。

(有益費等の請求権の放棄)

第16条 乙は、設置期間が満了した場合又は第12条第1項の規定により本契約を解除された場合において、設置に投じた改良費等の有益費及びその他の費用があっても、これを甲に請求することができない。

(契約の費用)

第17条 本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(遵守事項)

第18条 乙は、この契約に定めるもののほか甲発行の公募要項を遵守するものとする。

(疑義等の決定)

第19条 本件契約に定めのない事項又は本件契約に関し疑義があるときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

本件契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成30年 月 日

甲 八千代市桑橋403番地
道の駅やちよ指定管理者
やちよ農業の輪共同企業体
代表者 株式会社やちよリーダーファーマーズ
代表取締役 白 井 良 夫

乙

別記

1. 物件の情報

(1) 所在地

- ア 八千代ふるさとステーション 八千代市米本4905番地の1
 イ やちよ農業交流センター 八千代市島田2076番地

(2) 設置場所

別添平面図の通り

(3) 売上実績

ア 八千代ふるさとステーション

年度 物件番号	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1	2,084,500	1,873,890	1,646,670
2	1,946,180	1,909,740	2,136,610
3	2,289,630	2,009,130	1,745,531
4	2,383,350	2,496,140	2,057,220
合計	8,703,660	8,288,900	7,586,031

イ やちよ農業交流センター

年度 物件番号	平成26年度	平成27年度	平成28年度
5	225,680	439,900	551,780
6	217,320	445,750	404,230
7		32,190	433,480
8	263,764	541,260	503,190
9	251,438	442,220	293,580
10	274,560	646,788	788,458
合計	1,232,762	2,548,108	2,974,718

(4) 利用者数等 (平成28年度)

ア 八千代ふるさとステーション

年間 614,982人 (1日当たり1,772人)

※ 上記の数字は、各店舗より報告されたレジ通過者の集計です。

イ やちよ農業交流センター

年間 163,746人 (1日当たり 475人)

※ 上記の数字は、各店舗より報告されたレジ通過者の他、第1・第2研修室及び調理実習室の利用者数、農業体験利用者数、ふれあいモール利用者数、ふれあい広場利用者数等が含まれます。

2. 各施設における従業員数等 (予定)

ア 八千代ふるさとステーション

8名 (責任者1名、事務受付(パート)4名、広報宣伝担当1名、夜間管理人2名)

※ 勤務体制 平日2~3名、土・日・祭日4名、夜間勤務各1名

イ やちよ農業交流センター

11名 (責任者2名、事務員1名、事務受付(パート)5名、農業指導員1名、夜間管理人2名)

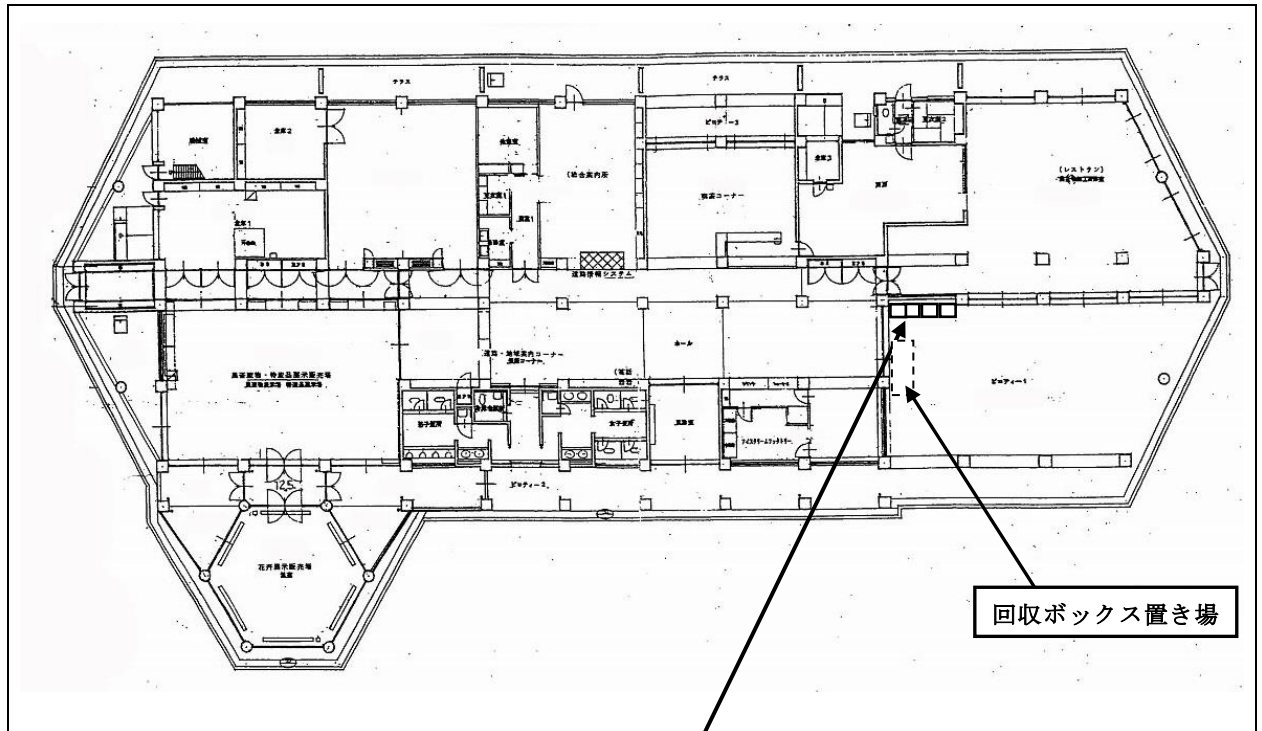
※ 勤務体制 平日3~4名、土・日・祭日5~6名、夜間勤務各1名

上記の他、休館日対応も行います。

3. 設置場所図面

ア 八千代ふるさとステーション

八千代市米本4905番地の1



設置場所の物件番号

①	②	③	④
---	---	---	---

イ やちよ農業交流センター

八千代市島田2076番地

